

対象経費

事業区分	対象経費	内容
屋号変更	<p>財又はサービスの生産や提供に必要となり、店舗等内（※1）に設置する、1 設備・備品（※2）あたり10 万円以上の設備・備品の購入又はリース（※3）に要する費用</p>	<p>対象となる主な経費例 （日本標準産業分類の大分類別に表示）</p> <p>【I 卸売業、小売業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小売店の商品陳列棚、ワインクーラー、冷蔵ケース等 ・小売店（製造）の3Dプリンター、製造設備等 <p>【L 学術研究、専門・技術サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真館の業務用カメラ等 <p>【M 宿泊業、飲食サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテルのベッド、厨房設備等 ・飲食店の厨房設備等 ・キッチンカーの車両・厨房設備等 <p>【N 生活関連サービス業、娯楽業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理美容店のカット椅子等 ・フィットネスクラブのフィットネス設備等 <p>【O 教育、学習支援業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・料理教室の厨房設備等 ・DIY 教室の工作設備等 <p>【R サービス業（他に分類されないもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車整備店の整備設備等
区分営業		新店進出
<p>（※1）店舗等の構造や許認可取得の状況等により、その店舗等内に設置することが困難である場合は、その理由の分かる客観的な資料（建物平面図等）を提出することにより、店舗等外への設置を認めるものとする。</p> <p>（※2）1 設備・備品とはその設備・備品単体で単一機能を果たすものをいう。</p> <p>（※3）リースの方法で支払いを行う場合は、設備・備品の「物件金額」の分かるリース契約書等の資料を別途提出すること。</p>		

<p>オンラインサービスショップ開設</p>	<p>インターネット上で一般消費者向けに商品の販売を行うウェブサイト（以下「EC サイト」という。）の開設費用又はインターネット上で一般消費者向けにサービスの提供を行うウェブサイト（以下「オンラインサービス」という。）の開設費用</p>	<p>（１）EC サイト構築又はオンラインサービスの提供に係る以下ア～ウの取組に係る費用（※４）</p> <p>ア 国内のショッピングモール出店のための初期登録費用（１つの取組につき１つのショッピングモールに限る。）</p> <p>イ ショッピングカート（商品を買物カゴに入れる機能）の初期登録又はパッケージ（プラン）導入費用（１つの取組につき１つのショッピングカートに限る。）</p> <p>ウ オンラインサービスの提供に係る動画、コンテンツ作成費用、ライセンス取得に係る初期費用又はパッケージシステム導入に係る初期費用（１つの取組につき１つのオンラインサービスに限る。）</p> <p>（２）（１）を伴うHP構築に係る以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CMS等のECサイトを運用するためのアプリケーションの利用にかかる経費 ・ドメイン取得費用 ・SSLサーバー証明書発行料 ・サイトデザイン作成費用 ・システム構築、運用マニュアル作成費等の委託に要する費用 ・アプリ開発費用 ・受注システム（料金計算）構築費用 ・顧客管理システム構築費用
<p>（※４） 1事業者につき申請できる事業はア～ウのうち1つの取組のみとする。</p>		

対象外経費

事業 区分	その他対象外となる経費
共通	・ 消耗品の購入費
	・ FC加盟料等のサービス品
	・ 食材等の原材料費
	・ 不動産賃貸料及び敷金
	・ レンタル・リースに付随する保険料
	・ 送料、配送料、振込にかかる手数料
	・ チラシやメニュー表を作成するためのプリンターやそのインクや紙等
	・ 汎用性があり目的外使用になり得る以下の経費 パソコン、車輛、オフィス家具、待合・商談用家具、金庫、書籍、カメラ、ウェブカメラ、マイク、Wi-Fi 設備、スマートフォン、タブレット端末、家庭用プリンター、エアコン等
屋号変更・ 区分営業・ 新店進出	・ 「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない以下の経費 【会計】 注文用タッチパネル、レジ・キャッシュレスシステム、券売機等 【その他店舗等管理等】 掃除機、電話機、従業員用ロッカー、空気清浄機、網戸、ユニフォーム、ゴミ箱、傘立て、監視カメラ、台車、設備倉庫等
	・ サービスの提供にあたるが店舗等で設置・使用する以下の経費 イベント用テント、営業車両、重機、デリバリー車両、タクシー、介護タクシー、福祉送迎車両等
	・ 設備・備品の設置又は作成に係る工賃
	・ 自作した設備・備品に係る経費（ただし、設備・備品を構成する部品が 10 万円以上する場合は、その部品について対象と認める。）
	・ 対象経費が商品そのものとなるもの（小売業の商品、物品賃貸業のレンタル備品、貸家業のアパートの設備等）
オンラインサービスショップ開設	・ システム利用に係る月額利用料等のランニングコスト (月額利用料金を年払いとして一括で支払った場合も対象外)
	・ 予約サイト、情報サイトへの登録料（食ベログ、ホットペッパービューティ、SUMO等）
	「財又はサービスの生産や提供」に直接かかわらない、予約システム、発注在庫管理システム等の構築費
	・ オンラインサービスショップで販売する商品の製造や保管、梱包に伴う費用